

【 検 査 】

8 5 3 圧出法により採取した前立腺液に対する嫌気性培養加算の算定について

《令和 8 年 8 月 3 1 日》

○ 取扱い

圧出法により採取した前立腺液に対する D 018 の注 1 に規定する嫌気性培養加算の算定は原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

前立腺液圧出法とは、経直腸的に指で前立腺を圧迫し、尿道口から圧出された前立腺液を採取する方法である。

また、嫌気性培養は、酸素のある環境では増殖できない菌種（偏性嫌気性菌）の検出を目的として行われる培養検査であり、尿道口から圧出された前立腺液を酸素と結合させないように採取することは困難と考えられる。

以上のことから、圧出法により採取した前立腺液に対する D 018 の注 1 に規定する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められないと判断した。